

函館市保育所地域活動事業運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所が多様化する保育需要により積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することが要請されていることから、保育所における地域の需要に応じた幅広い活動を推進するために実施する保育所地域活動事業に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施施設)

第2条 この事業の実施施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（保育所型認定こども園を除く。）で、かつ保育需要の多様化に十分対応ができる熱意と健全な運営実績を有する保育所において実施することができるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域交流事業とし、その内容は、保育所入所児童と地域の住民とが行事、製作、遊び等を通じて交流を行う事業とする。

(事業の実施方法)

第4条 前条に定める補助対象事業は、その計画が、定期的かつ継続的内容であることを原則とする。

2 補助対象事業は、保育所が地域に最も密着した保育の専門施設として地域に貢献する観点から、保育所入所児童のほか、地域住民の福祉向上のために実施するものとする。

(状況報告)

第5条 市長は、当該事業の実施状況に関し、必要に応じ保育所長に報告を求め、または調査することができる。

(補助対象額および補助金の額)

第6条 第3条に定める補助対象事業に要する費用のうち、1保育所あたりの補助対象額は、20万円以内の実支出額とする。

2 補助金の額は、前項の補助対象額の2分の1以内の額を予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請に係る添付書類)

第7条 補助金の交付申請に係る添付書類は、規則第7条に定めるもののほか、保育所地域活動実施計画書（別記第1号様式）とする。

（補助金の変更申請に係る添付書類）

第8条 補助金の変更申請に係る添付書類は、規則第9条に定めるもののほか、前条に掲げる書類とする。

（補助事業の実績報告に係る添付書類等）

第9条 補助事業の実績報告に係る添付書類は、規則第17条に定めるもののほか、保育所地域活動事業実績書（別記第2号様式）とし、さらに行事を実施した際の写真および参加者アンケート結果等を添付しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、保育所地域活動事業について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。